

(利用者の遵守事項)

第8条 キャラクターデザインの利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (2) 利用許諾を受けた用途のみに使用すること。
- (3) 利用許諾通知書に明記された条件に従い使用すること。
- (4) 利用に当たっては、市がキャラクターデザインの版権所有者であることを明らかにすること。
- (5) キャラクターデザインの利用に際し、市が貸し出した物件を期限までに返還すること。
- (6) 利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

- (7) キャラクターデザインの利用を終えたときは、速やかに「たんぽ小町ちゃん」キャラクターデザイン利用報告書（様式第4号）を市長に提出すること。

(許諾内容の変更等)

第9条 利用者が利用許諾を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ「たんぽ小町ちゃん」キャラクターデザイン利用内容変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき承認することが適當と認めたときは、「たんぽ小町ちゃん」キャラクターデザイン利用内容変更承認通知書（様式第6号）により、承認することが適當でないと認めたときは、「たんぽ小町ちゃん」キャラクターデザイン利用内容変更不承認通知書（様式第7号）により、利用者に通知するものとする。

(利用許諾の取消し)

第10条 市長は、キャラクターデザインの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾を取り消しものとする。

- (1) 第4条又は第8条の規定に違反していると認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用許諾を受けたと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用許諾を取り消したときは、その利用者に対し、「たんぽ小町ちゃん」キャラクターデザイン利用許諾取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- 3 第1項の規定により利用許諾を取り消された者は、当該利用許諾に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

- 4 市長は、第1項の規定により利用許諾を取り消したときは、その利用者に対し、当該取り消された利用許諾に係る物件の回収を求めることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターデザインの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月26日から施行する。